

目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
に対するパブリックコメントの実施結果について

平成26年9月

目黒区健康推進部保健予防課

1 新型インフルエンザ等対策行動計画素案のパブリックコメント実施状況

(1) 意見募集期間

平成26年5月25日から6月25日まで

(2) 周知方法

- ・めぐろ区報(5月25日号)
- ・目黒区ホームページ
- ・素案閲覧・配布

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・3階保健予防課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)
各住区センター(分室を含む)、各区立図書館

2 意見提出状況

(1) 意見提出者数

区分	計
個人	1
団体	
議会	2
合計	3

(2) 分野別意見数(一つの意見が複数の分野に該当する場合があります。)

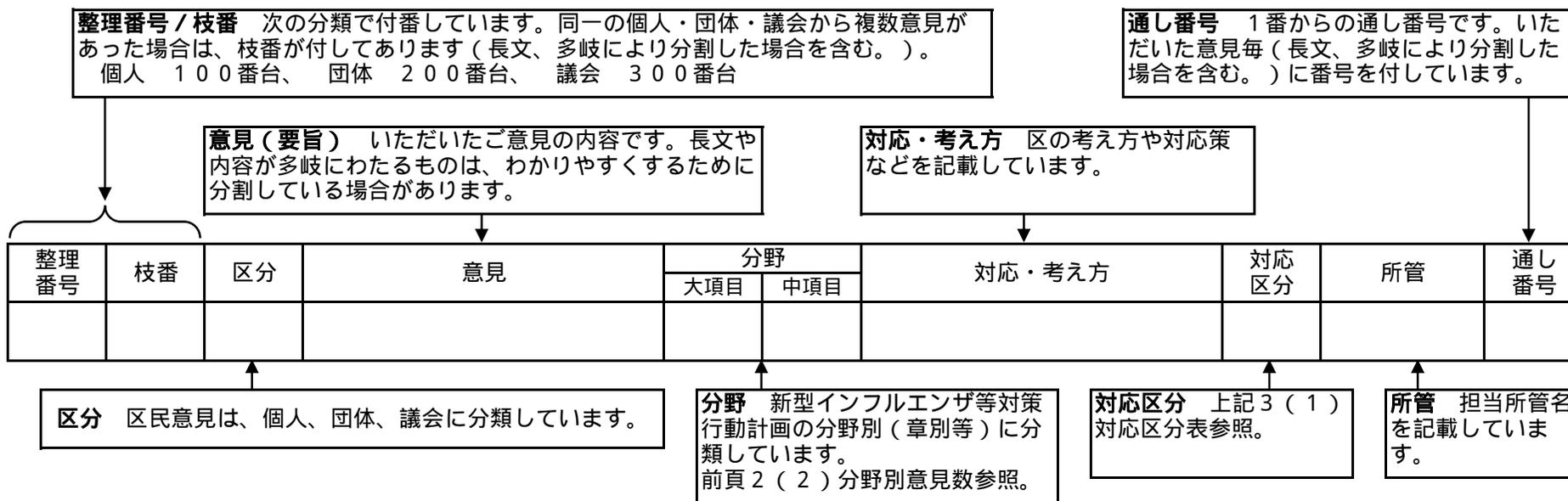
分野別	意見数
1 新型インフルエンザ等対策行動計画全体	2
2 はじめに	
3 第1章 基本的な方針	
4 第2章 対策推進のための役割分担と区の体制	
5 第3章 対策の基本項目	7
6 第4章 各段階における対策	
7 その他(1から6のいずれにも該当しない場合)	6
総計	15

3 パブリックコメントの内容と検討結果

(1) 対応区分表

番号	区 分	件数
1	意見の趣旨は、既に新型インフルエンザ等対策行動計画素案に取上げています。	
2	意見の趣旨を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画素案を修正します。	
3	意見の趣旨は、今後の新型インフルエンザ等対策行動計画素案の検討・研究課題とします。	
4	意見の趣旨に沿うことは困難です。	
5	新型インフルエンザ等対策行動計画には取上げませんが、マニュアルの整備等計画に定める業務の遂行の中で趣旨を踏まえて努力します。	5
6	新型インフルエンザ等対策行動計画には取上げませんが、マニュアルの整備等計画に定める業務の遂行、他の計画等の中で検討していきます。	
7	その他（1から6のいずれにも該当しない場合）	10
計		15

【表の見方】



(2) 区民意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	意見	分野		対応・考え方	対応区分	所管	通し番号
				大項目	中項目				
101	1	個人	関係者の真摯な検討がうかがわれる労作であり、新型インフルエンザに対して万全を期そうという目黒区の姿勢に対して敬意を表するとともに、区民として歓迎します。迅速な制定を求めます。	1	-	ご意見のとおり、計画策定へ向けて全庁的に取り組んでまいります。	7	保健予防課	1
301	1	議会	新たな感染症の発生及び鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染するよう変異する恐れがあることに備えた計画であるが、鳥インフルエンザにおいては人から人への感染もまだ確認されていないため恐怖心をあおることのないよう慎重な計画作成を求めます。	1	-	区の行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国や東京都の行動計画に準じて策定してまいります。	7	保健予防課	2
	2	議会	13頁 第3章 対策の基本項目 2 情報提供・共有 (2) 平常時の区民等への普及啓発で、「インフルエンザとかぜの違いや新型インフルエンザについての正しい知識と適切な感染予防策について周知を図ることが重要」とありますが新型インフルエンザも変異が早く症状も定まらないため恐怖心をあおらず、冷静な対応の周知を心がけてください。	5	2	普及啓発については、区民が冷静な対応をとれるよう、正しい知識と情報の周知に努めてまいります。	5	保健予防課	3
	3	議会	15頁 第3章 対策の基本項目 2 情報提供・共有 (5) 患者等の個人情報の中で「患者情報の公表」が記載されていますが、不顕性感染を考慮し極力避けてください。	5	2	患者情報については、国や東京都の行動計画等に基づき公表しますが、人権には十分配慮してまいります。	5	保健予防課	4
	4	議会	17頁 第3章 対策の基本項目 4 感染拡大防止について、インフルエンザには熱も症状も全くない不顕性感染があります。2009年新型インフルエンザの集団感染が発生した中高一貫校の全生徒及び教職員の協力で大阪府立公衆衛生研究所が調査した結果、新型インフルエンザでも18%の不顕性感染があることが確認されました。そのため、あまり神経質に感染者の囲い込みをしても感染拡大防止にならないと思われます。差別や偏見を助長しない人権を尊重した冷静な対応を心がけてください。	5	4	感染拡大防止策の実施に際しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び国や東京都の行動計画等に基づき適切に対応してまいります。	7	保健予防課	5

整理番号	枝番	区分	意見	分野		対応・考え方	対応区分	所管	通し番号
				大項目	中項目				
301	5	議会	17頁 第3章 対策の基本項目 4 感染拡大防止 (2)個人対策 について、「感染をひろげないために抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬や健康観察、保健指導等を実施する。」とありますが、国際的に抗インフルエンザ薬は必要ないといわれています。それでも抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を投薬する場合は、副反応もあることからインフォームドコンセントを徹底してください。	5	4	感染拡大防止策の実施に際しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び国や東京都の行動計画等に基づき適切に対応してまいります。	7	保健予防課	6
	6	議会	18頁 第3章 対策の基本項目 5 予防接種 について、前橋レポートからインフルエンザワクチンは効果がないと思われます。2009年に新型インフルエンザが流行した時には、60歳以上の高齢者でワクチン接種後に亡くなった方は、インフルエンザで亡くなった方より多かったです。そのため、高齢者への予防接種は極力避けてください。 計画では「プレパンデミックワクチン」と「パンデミックワクチン」の2種類とありますが、副反応もあるため緊急事態宣言が行われた時でも接種は強制でなく努力義務ということを周知し、接種する場合はインフォームドコンセントを徹底してください。	5	5	緊急事態宣言が行われた場合に実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法46条に基づく予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種及び緊急事態宣言が行われてない場合に実施する予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種の実施については、法令等に従い適切に実施してまいります。	7	保健予防課	7
	7	議会	25頁 第3章 対策の基本項目 緊急事態宣言時の都の措置及び区の対応 1 感染拡大防止 (3) 実施方法 について「都は施設の使用制限や基本的な感染予防策の徹底の要請を行い、要請に応じない時は特に必要と思われる場合は施設名を公表する」とありますが、差別や偏見に繋がらないように配慮しながら行ってください。	5	(3)	東京都が行う施設名の公表にあたっては、差別や偏見に繋がらないよう配慮されるものと考えております。	7	保健予防課	8
	8	議会	マスクとうがいは感染予防となりません。サージカルマスクは、インフルエンザウイルスを通してしまい予防となりません。喉の粘膜にインフルエンザウイルスがついたら30秒～1分以内に体内に入ってしまうのでずっとうがいをし続けていなければ予防にはなりません。	7	-	国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、咳エチケットや手洗い等の感染予防策を実施してまいります。	7	保健予防課	9

整理番号	枝番	区分	意見	分野		対応・考え方	対応区分	所管	通し番号
				大項目	中項目				
302	1	議会	東京は、政治、経済の中心機能が集中し、人口の流動、海外との人的交流が多いなど感染が広がりやすい条件におかれています。爆発的な感染の広がりを抑えていくためには、早期の医療機関への受診は欠かせません。自己責任にすることなく、生活困窮者や高齢者、保険証のない人など、費用負担なしに受診できるよう検討してください。	7	-	関係法令等に従い、適切に対応してまいります。	7	保健予防課	10
	2	議会	予防接種は、感染の広がりを抑え重症化を防ぐためにも重要です。多くの人が接種できるよう、全区民を対象とした住民接種は公費負担としてください。	7	-	負担のあり方については、国や東京都等の動向を踏まえて対応してまいります。	7	保健予防課	11
	3	議会	感染症指定医療機関の指定病院及び指定病床を増やしてください。	7	-	感染症指定医療機関の指定病院や指定病床については、開設者の同意を得て厚生労働大臣や知事が行うため、東京都にご意見をお伝えします。	7	保健予防課	12
	4	議会	重篤患者への体制はできているか、入院ベッドが足りない時はどのようにするのかなど不安があります。具体的な対策をつくるようにしてください。	7	-	医療体制の整備については、東京都感染症医療体制協議会を中心に検討を進めてまいります。	5	保健予防課	13
	5	議会	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が出された場合、施設の使用制限や集会の禁止など区民の基本的な人権に広く制限をかけるものとなります。付帯決議で示された人権が過度に制限されないことがないように、区として人権に配慮し独自の対策をとるようにしてください。	5		新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条により国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、対策実施のために必要最小限の制限のものでなければならぬと規定されております。 区としましても、関係法令等に従い、人権に十分配慮し、対応してまいります。	5	保健予防課	14
	6	議会	行動計画のすべてについて、財政的な裏付けを明らかにしてください。区民、関係団体との意見聴取を行い具体的で実効性のある内容としてください。	7	-	行動計画は、パブリックコメントをはじめ区民、関係団体、専門家等の意見聴取を踏まえて、策定してまいります。	5	保健予防課	15